

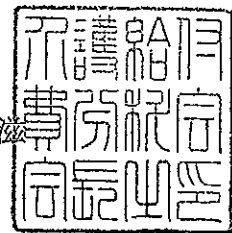


分介発0308第1号  
平成25年3月8日

社会保障審議会  
会長 西村 周三 殿

介護給付費分科会

分科会長 田中 滋



東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正並びに訪問看護サービスの人員基準の見直しについて  
(報告)

平成25年3月8日厚生労働省発老0308第2号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり了承するとの結論を得たので報告する。

なお、今回改正する基準は、平成23年分介発0413第1号にあるとおり、東日本大震災に対処するための特例措置であり、この限りの取扱いとするべきである。

また、今後、被災地の状況に配慮しつつ、可能な限り速やかに通常のサービス提供体制に移行できるよう、地方自治体を支援すること。